

太平洋クロマグロのTAC管理における遊漁者等への対応について

■国の考え方

- ◎ 全国の漁業者が、資源状況が悪化している太平洋クロマグロの資源管理に取り組んでいることから、漁業者がクロマグロの操業を自粛している間、遊漁者にも資源管理の取り組みとして、採捕を自粛するよう「理解と協力」を求める。
- ◎ プレジャーボートによる採捕者を把握することが困難なため、クロマグロの規制が発出されている都道府県別・海域別に管理状況をHPに掲載し、注意喚起を促すとともに、都道府県や釣り団体の各HP、TV等の媒体により呼びかける。



■道の考え方

- ◎ 漁業者がTAC法に基づくクロマグロの資源管理に取り組んでいることから、遊漁者や遊漁船業者に対し、漁業者が行っている取り組みについて周知を図るとともに、漁業者の取り組みに歩調を合わせた対応、指導を行っている。
- ◎ プレジャーボート等による採捕者は、把握することが困難なため、広告媒体等を利用して周知するとともに、現地での巡回及び洋上啓発を実施している。

【遊漁者への周知活動内容（概要）】

1. 広告媒体等を利用した周知

- ① 北海道（漁業管理課）のHPに掲載。
- ② ルール&マナーにクロマグロの資源管理について掲載。
- ③ 遊漁船業者への文書による取り組み内容の周知。
- ④ 釣具店、マリーナへのポスターの掲示依頼、チラシの配布。
- ⑤ 海面利用協議会を開催し、取り組み内容の周知。

2. 現地での巡回及び洋上啓発の実施

- ・ 漁業管理課及び現地振興局において、巡回指導を随時実施している。特に日本海側のマリーナを中心に資源管理の取組状況の周知指導を実施するとともに、マグロの釣獲状況を把握する聞き取り調査を実施している。
- ・ また、必要に応じ、洋上において遊漁者に対し指導・啓発を行っている。

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

【太平洋クロマグロの資源管理】

- 太平洋クロマグロは、近年、資源状況が悪く、早急に資源管理を図る必要があることから、中西部太平洋まぐろ増産委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、資源管理を回復させるため、漁獲量の上限を設定するなど新しい管理措置に取り組むこととなった。
- これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業を含めての漁漁で次のような厳しい資源管理に取り組んでおり、平成30年7月1日から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（通称「TAC法」）に基づく資源管理が行われております。

小型魚（30kg未満）

2002～2004年の平均漁獲実績の半分以上は獲らない

大型魚（30kg以上）

2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない

【遊漁者・遊漁船業者の皆様へ】

- 日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力いただきありがとうございます。
- 令和2年4月1日からクロマグロのTAC制度を管理する第6期間が開始され、道内全域において小型（30kg未満）クロマグロの採捕禁止命令が発出されていたところ、令和2年6月6日から、一部の管内を除き、小型魚の採捕禁止命令が解除されました。解除された管内では、引き続き、採捕を自粛するようにご協力をお願いします。なお、日産、十勝、釧路、根室及びオホーツク管内では、小型魚の採捕禁止命令が継続されており、小型魚を採捕すると罰則が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 日産管内で大型（30kg以上）クロマグロの採捕禁止命令が発出されました。令和2年10月31日から大型魚を採捕すると罰則が適用される場合がありますので、ご注意ください。
※ 3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰則の両方

【最新情報】

- 釧路管内で大型（30kg以上）クロマグロの採捕禁止命令が発出されていましたが、令和2年11月5日に解除となりました。
- しかし、採捕禁止命令発出の旨に関わらず、遊漁者や遊漁船業者の皆様には、漁業者による資源管理の取組にご協力いただき、引き続き、クロマグロの採捕を自粛するようにご協力をお願いします。
- なお、採捕禁止命令などに関する最新情報は随時掲載しますので、ご確認ください。

水産林務部水産資源管理課 遊漁内水面係
TEL: (011) 204-5485

【北海道HPによる協力要請】



【水産庁ポスター】

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ
クロマグロ (メジ、ヨコワ、シビ等) の採捕数量制限を実施中!

なぜクロマグロの資源管理をするの?

- 太平洋クロマグロは、近年、資源が悪化状態が続いています。
- 国際約束として
 - ① 小型魚 (30kg未満) は、2002～04年の平均漁獲実績から半減
 - ② 大型魚 (30kg以上) は、2002～04年の平均漁獲実績から増加させない

これを内容とする厳しい**数量制限**を実施しています。

漁獲可能量制度に基づく資源管理とは?

- 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、
 - ① 漁業種類別、都道府県別等に採捕量の上限を設定
 - ② 採捕量が上限に近づいたら、国や都道府県から**採捕停止命令**を発出します。
- 漁業者と同じ資源を利用している**遊漁者も対象**となります。

採捕停止命令が出たらどうなるの?

- 採捕停止命令が発出された場合は、クロマグロを釣ることはできません。**釣れてしまった場合はリリースしてください。**
- 命令発出後にもかかわらず、クロマグロを釣ると罰則が適用される場合があります。

※3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又は懲役・罰金の両方

～遊漁船業者の皆様へ～

- クロマグロを対象とする遊漁船業者の資格には、**遊漁船業の登録**をしている各都道府県から指示等があります。
- 他の都道府県の海域で釣りを行うとする場合は、その海域における状況と並のWebサイト等で確認してください。

水産庁
 【お問合せ先】水産庁 管理課 遊漁部・遊漁室
 TEL: 03-3502-8111 (内線6705)

【水産庁HPによる協力要請】

都道府県別海域別の管理状況一覧

令和7年1月10日現在

都道府県名	小型魚(30kg未満)	大型魚(30kg以上)	都道府県名	小型魚(30kg未満)	大型魚(30kg以上)
	管理状況	管理状況		管理状況	管理状況
北海道	C	C	和歌山県		
青森県			鳥取県		
岩手県			島根県		
宮城県			岡山県		
秋田県			広島県		
福島県			山口県	県内全域は資源が回復しており、県内全域では採捕量の上限に近づいていない。県内全域において30kg未満の小型魚は釣獲禁止、大型魚は高漁獲、つくばない。	県内全域は資源が回復しており、県内全域では採捕量の上限に近づいていない。県内全域において30kg以上の大型魚は釣獲禁止、高漁獲、つくばない。
山形県	B		徳島県	C	
福島県			香川県		
茨城県	C		愛媛県		
千葉県	C		高知県		
東京都			福岡県		
神奈川県	C		佐賀県		
新潟県	B		長崎県		
富山県			熊本県		
石川県	C	C	大分県		
福井県			宮崎県		
静岡県			鹿児島県		C
愛知県			沖縄県		
三重県					
滋賀県		C			
大阪府					
兵庫県					

「管理状況」欄の凡例

A	全漁業者・遊漁者に対して採捕禁止命令が発出されています。 採捕禁止命令が発出された場合は、クロマグロを釣ることはできません。釣れてしまった場合はリリースしてください。 命令発出後にもかかわらず、クロマグロを釣ると罰則が適用される場合があります。
B	全漁業者・遊漁者の動きを監視されており、遊漁者も対象です。 欠网でクロマグロを釣ると罰則が適用される場合があります。 命令発出後にもかかわらず、クロマグロを釣ると罰則が適用される場合があります。
C	一部の漁業者に採捕禁止命令や漁獲量の監視等が出されています。 遊漁者も対象になる場合がありますので、詳しくは都道府県へ確認ください。 都道府県によって、漁法別、地域別、期間別に管理しており、漁法別、地域別、期間別に採捕禁止命令や漁獲量の動き等が出されているため、詳しくは都道府県へ確認ください。 採捕禁止命令にもかかわらずクロマグロを釣ると、罰則が適用される場合があります。 本クロマグロは対象とした遊漁者で、20分間、作業自粛中や採捕禁止命令の対象サイズのクロマグロが釣った場合にリリースしてください。

【管理状況一覧 (水産庁HP)】